

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 A日程

(2016年7月23日実施)

試験科目：法律科目試験（刑法）

配点：100点

以下の問題文を読み、具体的事実を摘示しながら、XとYの罪責を論じなさい。

1. 自己の経営する会社の資金繰りに窮していたXは、会社を受取人として従業員のAにかけていた生命保険を詐取することを計画し、Aを事故に見せかけて殺害することを考え、悪友のYに手伝ってもらうことにした。
2. Xがその考えをYに話したところ、遊び金に困っていたYはただちに同意した。ふたりは、Aの具体的な殺害計画を練り、XがAを自室に呼んで飲酒する際に睡眠薬を与えてAを眠らせた後に、XとYがAを近くの川に運んで投げ入れてAを溺死させ、事故死を装うことにした。また、睡眠薬は、かねてから不眠症のYが医師から処方されていたものを使うことにした。
3. 2016年5月10日の昼頃、Yは、Xに睡眠薬を届けに来たものの、「よく考えたけれども、やはり俺には人を殺すことはできない。睡眠薬は置いていくから、計画からは抜けさせてくれ。」とXに頼んだ。Xは、当初はYを説得して翻意を促したが、Yの決意が固いことを知ると、「そんな臆病者には、もう頼まん。俺ひとりでやるから、お前は薬を置いてさっさと帰れ。」と言って、Yを帰した。
4. 同日の夕刻から、計画通りにXがAを自室に招いて飲酒を始めたうえ、Xは、密かにYから貰った睡眠薬を酒に混ぜてAに飲ませ、Aが動かなくなったのを確認した後、自分の車の後部座席にAを横たえ、近くの川に運んだ。Xは、近くに人通りがないことを確認したうえで、Aを川に突き落とすとした。
5. 翌朝、ジョギングをしていた近所の住人が川辺に打ち上げられているAを発見し、警察に通報した。駆け付けた警察は、自殺、事故、事件のいずれとも判断ができなかったため、Aを司法解剖に付した。司法解剖の結果、Aの死は、溺死ではなく、睡眠薬の摂取によることが判明した。また、Aの摂取した睡眠薬の量は、通常人にとっては致命的な効果をもたらすほどのものではなかったが、Aが重度の心臓疾患をかかえていたため、そのこととの相乗効果によって死に至ったことが判明した。
6. この報告にもとづいて、事件性を強く疑った警察は、前夜にAと一緒に飲酒をしていたXを事情聴取した。Xは、当初こそ言い逃れに終始していたが、供述の矛盾点を突かれて厳しく追及された結果、一連の犯行を認めるとともに、Yの関与も自供した。しかし、Aの死亡については、あくまでも川に投げ入れたことによる溺死と思っており、睡眠薬で死亡した点については予想すらできなかったと自供した。

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 A日程

(2016年7月23日実施)

試験科目：法律科目試験（憲法）

配点：100点

以下の文章(フィクション)を読み、設問に答えなさい。

戸別訪問禁止規定は、男子普通選挙を導入した1925年（大正14年）の衆議院議員選挙法の改正の際に、はじめて置かれた。それ以前の衆議院議員選挙法においてはこのような制限はなく、選挙運動の取り締まりは、買収・供応・選挙の自由妨害、虚偽事実の公表等実質犯の取り締まりだけに限られ、戸別訪問は選挙運動の最も有効な手段であった。

1925年内務省の「衆議院議員選挙法改正理由書」によれば、戸別訪問禁止の目的・理由は次の二点であった。①選挙の本質からすると、人物識見又は主義政策の合致をもって議員候補者は自己の信任を問ひ選挙人は投票する候補者を決定すべきであるのに、戸別訪問の如く情実に基づき感情によって当選を左右しようとする事は、候補者の側からみても品位を傷つけることであり、又選挙人側からみても「公事ヲ私情ニ依ツテ行フノ風」を引き起こすことになる、②隠密の間に行われるため、往々にして買収等の不法不正の行為を助長するおそれがある、ということである。

この1925年衆議院議員選挙法の戸別訪問禁止規定は、1950年（昭和25年）の公職選挙法に継承され、現在に至っている。

被告人Yは、20xx年xx月xx日に実施された衆議院議員選挙の際にA選挙区から立候補したBへの投票を依頼する目的で、選挙期間中に同選挙区内の選挙人宅12戸を戸別訪問してBに投票するよう依頼した。これが公職選挙法138条1項違反であるとしてYは逮捕・起訴された。

設問 被告人Yは、公職選挙法138条1項の戸別訪問禁止規定をどのように憲法違反であると主張するか、述べなさい。また、それに対するあなた自身の考えを述べなさい。

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 A日程

(2016年7月23日実施)

試験科目：法律科目試験（商法）

配点：100点

次の文章を読んで、設問に答えなさい。

A社は発行済株式総数3000株の株式会社である。A社株式3000株のうち、1000株はBが所有し、残りの2000株はCが所有していた。平成28年4月5日にCが死亡したため、Cの所有していたA社株式2000株は、Cの子であるDとEに相続された。Cの法定相続人はDとEの2名のみである。

A社は平成28年5月11日に臨時株主総会（以下「本件総会」という）を開催した。この時点では、DとEの間で遺産分割協議は調っておらず、Cの所有していたA社株式2000株（以下「本件準共有株式」という）は、Cの相続人であるDとEの2名による持分2分の1ずつの準共有となっていた。

本件準共有株式の権利者であるDとEとの間において、本件総会において議決権を行使することについて、何ら協議は行われていなかったが、Eは、本件総会に出席し、本件準共有株式2000株全部について議決権を行使し、各決議（取締役の選任、本店所在地に関する定款規定の変更、及び本店の移転）に賛成した。本件準共有株式の本件総会における議決権行使について、会社法106条所定の権利行使者の指定及び通知はなかったが、A社は、Eの議決権の行使を認めた。

【設問】

Dは、平成28年6月11日に、本件総会で行われた決議の取消しを求めて訴えを提起した。Dの請求は認められるか。訴え提起の時点において、DとEの間で遺産分割協議は調っていない。

なお、A社の定款には、会社法の定めと異なる別段の定めは設けられていなかったものとする。

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 A日程

(2016年7月23日実施)

試験科目：法律科目試験（民法）

配点：200点

次のⅠおよびⅡに解答しなさい。

Ⅰ 以下の文章を読んで、設問（1）および（2）に答えなさい。

AとBは、A所有の甲土地と乙土地について売買契約を結び、1週間後に所有権移転登記と同時に売買代金全額の支払いを行うことを約した。しかし、Bは、土地代金を持っていないことを隠して上記の売買契約を結んでいたため、約束の期日に自己の義務を履行することができなかった。そこで、Aは、「この売買契約はなかったことにしよう。」と提案したが、Bは、「必ず約束を守るから、3日待ってほしい。」とAに懇願した。さらに、Bは、「今、代金の1割を支払うから、今日、甲土地と乙土地の所有権移転登記をしてほしい。3日後は、残代金の支払いだけで済むから、時間の節約にもなる。」と言葉巧みに持ちかけたので、Aは、甲土地と乙土地の所有権登記をB名義に移転した。

ところが、Bは、その翌日、上記の事情を全く知らないCに対し、「甲土地を担保として提供するから融資してほしい。」と言ってきたので、CはBに融資を行い、Bから、甲土地についてCのための抵当権の設定を受けるとともに、直ちにその旨の登記を経た。

3日後、上記土地代金の残額が支払われなかったところか、甲土地にCの抵当権が設定されていることを知ったAは、詐欺を理由にBとの間の甲土地および乙土地についての売買契約をそれぞれ取り消したが、登記名義はそのままにしていた。

その後、Bは、再びCのもとを訪れ、「乙土地を担保に差し出すから融資してほしい。」と懇願した。Cは、BとAの間に上記土地の売買をめぐるトラブルがあったことを知っていたが、乙土地の所有権登記がB名義なので大丈夫だと考え、再びBに融資を行い、Bから、乙土地についてCのための抵当権の設定を受けるとともに、直ちにその旨の登記を経た。

設問（1） Aは、甲土地にあるC名義の抵当権登記の抹消を求めることができるか、について論じなさい。

設問（2） Aは、乙土地にあるC名義の抵当権登記の抹消を求めることができるか、について論じなさい。

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 A日程

(2016年7月23日実施)

試験科目：法律科目試験（民法）

配点：200点

II 以下の文章を読んで、設問（1）および（2）に答えなさい。

天然ガス採掘権を有するXが採掘し、その全量をYに売るとというのがX・Y間の契約であった。その契約は平成25年4月26日にX・Y間に成立した。上記の契約は、一応期間が平成25年末までと定められていたが、契約の条項により、平成26年末まで延長され、その期間の満了とともに契約は終了した。

ところで、Xは、上記の契約期間中、平成25年に車両15台分の天然ガスを、平成26年6月に車両9台分の天然ガスをそれぞれ送付し、Yは、ともかくこれを引き取った。しかし、Yは、平成26年6月下旬、突然、天然ガス出荷の中止を求めてきて、それ以後引き取ろうとしない。

しかし、Xは、上記の契約を前提として多額の資本を投下し、また、天然ガスの採掘運搬のため訴外A会社と年間を通じての請負契約を締結していたので、とうてい採掘を中止できるものではない。Xが採掘した天然ガスのうちYが引き取らなかった数量は2400バレルであった。そこで、Xは、Yが引取りを拒絶したことによって1000万円の損害を被ったとして、その賠償を請求した。

設問（1）Xの請求は認められるべきか、について論じなさい。

設問（2）Xがほかの請求をする可能性があるか、について論じなさい。